

国民、企業、地方公共団体等が自ら無駄をなくし、公共サービスの質の向上に取り組むよう働きかけるため、改革努力、先進性や目標の達成度等の取組の成果等に応じた配分を行うインセンティブの仕組みについて思い切った導入・拡大を進めるとともに、さらなる強化を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○重点3分野での成果連動型民間委託契約方式の実施自治体等の数【2022年度末までに100団体以上】</p>	<p>○成果連動型民間委託契約方式の普及に向けたセミナー等に参加した自治体等の数 ○プラットフォームへの参加自治体数【2022年度末までに150団体以上】</p>	<p>1. 成果連動型民間委託契約方式の普及促進</p> <p>a. 成果連動型民間委託契約方式の推進に関するアクションプラン（令和2年3月27日付け関係府省庁連絡会議決定）に基づき重点3分野（医療・健康、介護、再犯防止）を中心に成果連動型民間委託契約方式（P F S）の普及を促進する。 《内閣府、法務省、厚生労働省、経済産業省》</p> <p>b. 内閣府は、地方公共団体におけるS I Bを含むP F Sの加速度的な普及促進を実現するため、案件組成段階から事業実施段階までシームレスな支援に取り組む。</p> <p>c. 分野横断的な案件形成支援を拡充する。</p> <p>d. 案件組成に向けて、P F Sに関する官民対話・連携促進のためのプラットフォームの形成を支援する。</p> <p>e. 事業実施段階では、委託費の成果連動部分やS I B実施時のファイナンス部分への支援、成果評価支援を一体的かつ複数年で実施する。</p> <p>f. 施策の進捗状況やアクションプランにおけるK P Iの達成状況を踏まえ、引き続き、P F Sの普及促進に取り組む。 《内閣府》</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>	<p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p> <p>→</p>

○予防・健康づくりに頑張った者が報われる制度の整備（社保-6）

○インセンティブの活用を含め介護予防・フレイル対策や生活習慣病等の疾病予防・重症化予防等を市町村が一体的に実施する仕組みの検討（社保-7）

○保険者努力支援制度の評価指標への追加などインセンティブの一層の活用等（社保-19）

○第8期介護保険事業計画期間における保険者機能の強化に向けた調整交付金の新たな活用方策の運用状況の把握と第9期計画期間に向けた必要な検討（社保-36）

○国保の普通調整交付金について見直しを検討（社保-45）

○PPP/PF I 推進アクションプランの推進（社資-10）

○優先的検討規程の策定・運用（社資-11）

○PPP/PF I 推進のための地方公共団体への支援（社資-12）

○地方交付税（まち・ひと・しごと創生事業費）について改革努力等に応じた配分の強化を検討（地財-15）

○私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）

地方自治体や住民が自ら課題を発見し解決・向上につなげていくため、費用対効果や取組状況等について、地域間や保険者間での比較、差異の要因分解を行うなど見える化し、改革努力の目標としても活用する。

**(再掲)**

- 地域別の取組や成果について進捗管理・見える化を行うとともに、進捗の遅れている地域の要因を分析し、保険者機能の一層の強化を含め、さらなる対応の検討（社保-33 i）
- 国保財政の健全化に向け、受益と負担の見える化の推進（法定外繰入の解消等）（社保-33 ii）
- 介護保険制度における財政的インセンティブの評価指標による評価結果の公表及び取組状況の「見える化」や改善の推進（社保-35）
- インフラデータの有効活用（i-Constructionの推進）（社資-2）
- 総合管理計画・個別施設計画の見える化・横展開（社資-9）
- 立地適正化計画の作成・実施の促進（社資-14）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 地方行財政の「見える化」、先進・優良事例の横展開（地財-9）
- 国庫支出金のパフォーマンス指標の設定、「見える化」、配分のメリハリ付けの促進（地財-10）
- 経済・財政と暮らしの指標・見える化データベース（地財-11）
- 地域運営組織の推進について前年度までの取組の成果を把握・見える化し、所要の措置を講じる（地財-16）
- 教育研究の質的改善に向けて、複数併存・重複する大学評価制度の関係整理、効率化、客観的指標に基づく、厳格な第三者による相対的かつメリハリのある評価への改善、大学への財政支援のメリハリ付けを強化し、頑張る大学の後押し（文教-5-1(1)）
- 私立大学等経常費補助の、教育の質に応じたメリハリ付け、教育の質が確保されず定員割れとなっている大学や赤字経営の大学等への助成停止等も含めた減額の強化（文教-6）
- 私立大学の公立化が真に地域に貢献する大学改革に資するよう財政支援等の見える化、教育成果に応じたメリハリ付け（文教-8）
- ライフステージを通じた教育政策全体について、エビデンスに基づく実効性あるPDCAサイクルを確立（文教-9(1)）
- 科学技術分野においてもエビデンス構築、コスト・効果を含めた見える化、EBPM化を含め予算の質の向上を図る（文教10）

民間の知恵・資金等を有効活用し、公的サービスの効率化、質の向上を実現するため、公的サービスの産業化を促進する。

(再掲)

- 予防・健康づくりへの取組やデータヘルス、保健事業について、多様・包括的な民間委託を推進（社保-17）
- PPP／PFⅠ推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP／PFⅠ推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 先進的な業務改革の取組等の拡大、業務改革の取組の成果の地方財政計画及び基準財政需要額の算定基礎への適切な反映（地財-1）
- 成果連動型民間委託契約方式の普及促進（歳出-1）

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

K P I 第2階層	K P I 第1階層	工 程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
○電波利用料対象事業について設定するK P I（道路、自然公園等の非居住エリアにおける携帯電話サービスのエリアカバー率の増加、電波遮へい対策のトンネル等における整備率の増加等）		2. 電波利用料について、その収入を増加させる方策を検討し、将来必要となる投資等に有効活用  a. 電波利用料制度の一層の改革に向けた検討を進め、見直し方策を取りまとめ。 b. 電波利用料制度の見直しを実施。 c. ICTインフラの構築支援、安心安全な電波利用環境の整備など、見直しを踏まえた取組の推進。 ≪総務省≫	→	→	→

財政が厳しい中であっても必要な再投資を可能とするとともに、中期にわたる円滑な取組を強化するなどの予算上の対応を工夫しつつ、賢い予算支出を実現するため、既存資源・資本の有効活用等による歳出改革を進める。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○累積損失解消のファンド数・割合</p>	<p>○数値目標・計画又は改善目標・計画策定のファンド数・割合</p>	<p>3. 官民ファンドの効率的かつ効果的な活用の推進と収益構造の改善等</p> <p>a. 改正された「官民ファンドの運営に係るガイドライン」に基づき、各官民ファンドにおいて設定した新しいKPIに基づく評価やSDGs等への取組の推進等を行う。</p> <p>官民ファンドの活用推進に関する関係閣僚会議幹事会及び財政制度等審議会財政投融资分科会における指摘を踏まえ、各官民ファンド及び監督官庁は累積損失解消のための数値目標・計画を策定・公表するとともに、前年度までに策定・公表された数値目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には改善目標・計画を策定・公表（5月まで）。また、策定・公表された改善目標・計画と実績との乖離を検証し、乖離が認められる場合には、各官民ファンド及び監督官庁は速やかに組織の在り方を含め抜本的な見直しを行う。</p> <p>《官民ファンド監督官庁及び財務省》</p>	<p>→</p>		

（再掲）

- PPP／PF | 推進アクションプランの推進（社資-10）
- 優先的検討規程の策定・運用（社資-11）
- PPP／PF | 推進のための地方公共団体への支援（社資-12）
- 既存ストックの有効活用（社資-17）
- 所有者不明土地の有効活用（社資-18）

公共調達の改革により、予算の一層の効率化・合理化を徹底するため、防衛調達に関しては、装備品単価の不断かつ徹底した低減、高コスト構造の是正に資する調達契約の改善等を推進する。また、先進技術導入の場としての公共調達の活用等を進める。

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）					
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 毎年度の調達の合理化・効率化による縮減額【増加】</li> <li>○ 現行基準に対してライフサイクルコストが低減した装備品数【増加】</li> <li>○ 防衛装備移転三原則に基づき国家安全保障会議で移転を認め得るとされた案件数【増加】</li> <li>○ インセンティブ契約適用による低減額【増加】</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 各種取組による装備品取得経費の縮減額【増加】</li> <li>○ プロジェクト管理対象装備品等の品目数【増加】</li> <li>○ 防衛装備・技術移転協定に基づき締結した細目取極の件数【増加】</li> <li>○ インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○ 共同履行管理型インセンティブ契約の適用件数【増加】</li> <li>○ 企業努力を正当に評価する仕組みの適用件数【増加】</li> </ul>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 80%; padding: 5px;"> <p>4. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。                      ≪防衛省≫</p> </td> <td style="width: 5%;"></td> <td style="width: 5%; text-align: center;">21</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">22</td> <td style="width: 5%; text-align: center;">23</td> </tr> </table>	<p>4. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。                      ≪防衛省≫</p>		21	22	23
<p>4. 防衛調達に関して、装備品単価の不断かつ徹底した低減等の調達改革等</p> <p>a. 企業のコストダウン意識の向上に資する契約制度の改善に取り組む。                      ≪防衛省≫</p>		21	22	23			

(再掲)

- ICTの活用 (i-Constructionの推進) (社資-1)
- インフラデータの有効活用 (i-Constructionの推進) (社資-2)
- 効率的・効果的な老朽化対策の推進 (社資-6)

## 5-7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○官民における統計に関する作業時間【2020年度末までに、統計に関する官民コストを2割削減】</p>	<p>○オンライン調査を導入した統計調査の数【増加】</p> <p>○データベース化を実施した統計の数【増加】</p> <p>○利活用状況を踏まえた上での記入項目の削減を実施した統計調査の数【増加】</p>	<p>5. 統計に関する官民コストの削減</p> <p>a. 総務省は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、各府省における統計コスト削減計画に基づいた取組（オンライン調査の推進、業務の電子化・効率化、記入項目の削減等）の最終フォローアップを実施するとともに、各府省の取組状況を統計委員会に報告する</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	→		
<p>○点検・評価結果を踏まえ、見直しを実施した統計の数</p>	<p>○点検・評価結果の件数</p> <p>○統計業務相談の件数</p>	<p>6. 政府統計の改善、統計リソースの確保</p> <p>a. 「公的統計の整備に関する基本的な計画」（2018～2022年度）に基づき、統計委員会を中心に定めた重点分野に統計リソースを集中する。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	→		
<p>○地方統計職員業務研修(中央及び地方)の修了者数【3,200人(2022年度末)】</p> <p>○統計分析講習会(中央及び地方)の修了者数【18,000人(2022年度末)】</p>	<p>○統計研修の年間修了者数【増加】</p> <p>○インターネット上のコンテンツへのアクセス数【増加】</p> <p>○地方統計職員業務研修（中央及び地方）の開催回数【95回（2022年度末）】</p> <p>○統計分析講習会（中央及び地方）の開催回数【330回（2022年度末）】</p> <p>○専門職員を配置した都道府県数【増加】</p>	<p>7. 地方公共団体を含めた、社会全体の統計リテラシーの向上</p> <p>a 実情に応じた効率化を行うため、地方統計機構における統計業務報告等の定型的な業務において、RPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を行う。</p> <p>b 前年度のRPA等を活用した業務の省力化に関する調査研究を基に各都道府県への本格導入を検討する。</p> <p>《総務省、各府省庁》</p>	→	→	

## 5-7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
<p>○行政記録情報等を活用して効率化できた調査事項数（調査対象数×項目数）【増加】</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計のアクセス件数【増加】</p>	<p>○行政記録情報等を活用又は検討している統計の数【増加】</p> <p>○e-Statに掲載している業務統計の数【増加】</p>	<p>8. 統計への二次的な活用の促進</p> <p>≪総務省、各府省庁≫</p>			
—	<p>○統計改革推進会議の部会及び部会の下に設置された会議の開催回数</p>	<p>9. 統計改革推進会議における体制の構築</p> <p>≪内閣官房統計改革推進室≫</p>			
<p>○EBPM（ロジックモデル作成）の実例創出の報告数</p> <p>○EBPM（効果検証）の実例創出の報告数</p>	<p>○行政改革推進本部事務局による各府省のEBPMの推進に対する支援の状況（相談・助言対応数、EBPM推進委員会等関係会議開催数、府省横断勉強会等研修開催数、EBPMイントラネットホームページアクセス数）</p>	<p>10. 客観的データに基づくPDCAサイクルとEBPMを確立</p> <p>a. 各府省の政策立案総括審議官等が各組織におけるEBPM推進の取組を主導するとともに、これらから成るEBPM推進委員会を府省連携の推進の要として、政府全体のEBPMの取組を推進する。EBPMの中長期的な推進方策について検討し、必要な対応を行う。≪内閣官房行政改革推進本部事務局≫</p> <p>b. EBPMの質の向上のため、GIGAスクール構想や中小企業生産性革命事業等の重要施策について、経済・財政一体改革推進委員会EBPMアドバイザーボードでの検討を踏まえ、政策効果を検証する。 ≪内閣府、各省庁≫</p>	→		
—	—	<p>11. 補助金交付等の手続き見直し</p> <p>a. 補助金交付等を含めた国・地方間、国・関係機関間の手続きを抜本的に見直す。行政事業レビューを徹底的に実施し、その結果を令和3年度予算及び今後の政策立案に反映する。 ≪内閣官房、内閣府、各府省庁≫</p>	→		
—	—	<p>12. 公益法人のガバナンスの更なる強化</p> <p>a. 公益法人のガバナンスの更なる強化等（役員や社員・評議員のより一層の機能発揮など）について検討し、必要な対応を行う。 ≪内閣府公益認定等委員会事務局≫</p>	→		

# 5-7 その他

KPI第2階層	KPI第1階層	工程（取組・所管府省、実施時期）	21	22	23
—	—	<p>13. 学校法人制度のガバナンスの更なる強化</p> <p>a 公益法人のガバナンスの検討、有識者会議のとりまとめ等を踏まえ、学校法人制度改革に向けた必要な対応を行う。                      ≪文部科学省≫</p>	→		
—	—	<p>14. 公務員の定年の引上げと能力・実績主義の徹底等</p> <p>a 2018年の人事院の意見の申出も踏まえ、公務員の定年引上げに向けた取組を進める。                      人事評価の運用改善については、有識者検討会において検討された内容を踏まえ、2021年夏までを目途に必要な措置を順次実施する。                      局長等の職務内容の明示や幹部職員及び管理職員の公募の目標設定並びに官民公募に重点を置いた公募の推進や十分な応募が得られるための環境整備等に引き続き着実に取り組む。                      ≪内閣官房内閣人事局≫</p>	→		
—	—	<p>15. 業務の抜本見直し</p> <p>a 業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）において作成した「業務見直しの進め方」を踏まえ、各府省において、現場業務の実態把握とそれを踏まえた既存業務の抜本見直しを実施。業務の抜本見直し推進チーム（内閣官房）では、優良事例の分析と展開を行っており、業務を見直すに当たってより良い気付きを得てもらうため、各府省の個別の見直しのテーマに対して助言を実施。                      ≪内閣官房内閣人事局≫</p>	→		
○満足度の観点を踏まえて政策運営に取り組む地方公共団体数【増加】	○地方公共団体の指標群掲載ページの月平均アクセス回数【増加】	<p>16. 満足度・生活の質を示す指標群の構築</p> <p>a 人々の満足度(well-being)を見える化するため、「満足度・生活の質に関する調査」を実施するとともに、満足度・生活の質を表す指標群(ダッシュボード)の精緻化を検討する。                      b 2021年3月を目途に都道府県別の指標群を策定・公表するとともに、2021年度に満足度(Well-being)の地方展開に向けた普及・啓発活動を実施する。                      ≪内閣府経済社会システム≫</p>	→	→	